

# 会津大学スタッフ・ディベロップメント実施方針

2026. 6. 17

## 第1条（目的）

本方針は、会津大学（以下「本学」という。）が、「会津大学FD・SDに関する基本方針」に基づき、質の高い教育研究活動や社会貢献活動等を恒常的に進めるに当たり、教員、事務職員及び指導補助者（以下「教職員等」という。）に求められる大学運営に必要な能力及び資質の向上を図るスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）に係る活動（以下「SD活動」という。）を全学的に推進するため、学長のリーダーシップの下で本学が取り組むSD活動の基本的枠組みを定めるものである。

## 第2条（位置付け及び対象）

- 1 本学は、SDを学長が主導する教学マネジメントを支える基盤として位置付け、多岐にわたる課題に対応し、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員等に求められる大学運営に必要な能力及び資質の向上に向けた活動を実施する。
- 2 SD活動の対象は、本学の全ての教職員等とする。

## 第3条（実施体制及び報告）

- 1 学長は、事務局総務予算課（以下「総務予算課」という。）を中心として、SD活動に関する計画立案・実施・評価・改善を担う体制を整備する。
- 2 総務予算課は、企画運営委員会その他の学内関係組織と連携しながら、大学運営に求められる知識、技能及び社会規範を教職員等に習得させ、その能力及び資質の向上を図るとともに、自己啓発を促すための研修を組織的かつ体系的に実施する。
- 3 総務予算課は、第2項に係る研修実施の成果を自己点検・評価し、その結果を学長に報告するものとする。

## 第4条（実施方法）

- 1 SD活動の計画立案等に当たっては、教職員等の職種・職位や経験等に応じ、必要な研修機会を適宜提供するとともに、法人が定めた「公立大学法人会津大学人材育成プログラム」も踏まえ実施する。
- 2 研修内容については、受講者評価等の分析結果を反映するとともに、本学を取り巻く社会情勢の変化を踏まえるなど充実を図りながら、社会的な規範意識・倫理観を備え、大学の様々な組織・分野で活躍する人材の育成を推進するものとする。
- 3 SD活動の取組内容及び成果は、適宜、学内外に公表する。